

改正案	現行
<p>（特別の関係）</p> <p>第二条の二 法第三十四条の二十第三項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一 共同で株式会社金融先物取引所の対象議決権（法第三十四条の二十第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融先物取引所の対象議決権を行使することを含意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係</p> <p>二 夫婦の関係</p> <p>三 会社の総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係</p> <p>四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係</p> <p>2 共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、</p>	<p>（特別の関係）</p> <p>第二条の二 法第三十四条の二十第三項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一 共同で株式会社金融先物取引所の対象株式（法第三十四条の二十第一項に規定する対象株式をいう。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社金融先物取引所の対象株式に係る株主としての議決権を行使することを含意している者（以下この条において「共同所有者」という。）の関係</p> <p>二 夫婦の関係</p> <p>三 会社の発行済株式の総数又は出資の総額（それぞれ議決権のあるものに限り。以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式又は出資（それぞれ議決権のあるものに限り。以下この条において「株式等」という。）を所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係</p> <p>四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係</p> <p>2 共同所有者が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該共同所有者は、それぞれ当該</p>

それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。